

一般事業主行動計画

株式会社秀玄舎

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 1 月 1 日 ～ 平成 34 年 12 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 1 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 32 年 1 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 33 年 1 月～ 研修内容の検討
- 平成 34 年度～ 研修の実施

目標 3：男性社員の子供の出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 1 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布
- 平成 32 年 1 月～ 役員、管理職を対象とした研修等の実施

目標4：在宅勤務ができる制度を導入し、両立支援を強化する。

<対策>

- 平成32年1月～ 社員の仕事の1ヶ月の流れを把握する。
- 平成33年1月～ 試験的導入を検討する
- 平成34年度～ 制度の導入

目標5：従業員の理解向上のため、両立支援に関する制度について研修を行う。

<対策>

- 平成32年1月～ 外部機関において、社内研修を担当する社員が研修を受講
- 平成33年1月～ 研修内容の検討
- 平成34年度～ 研修の実施

目標6：平成34年4月までに年次有給休暇の取得率を60%以上とする。

<対策>

- 平成30年1月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 平成31年4月～ 社内会議で取得率向上のための措置について検討する
- 平成32年4月～ 有給休暇取得予定表等の取得促進のための取り組みを開始
- 平成33年1月～ 実態把握と取得率向上にむけた管理職研修等の実施